

ウイーン売買条約における 事情変更の原則

——CISG 第79条について——

加 藤 亮 太 郎

目 次

序

1. 条約の事情変更の法理
2. 障害（impediment）の法理
3. 判例にみる自己の支配を越えた障害
4. 判例にみる契約締結時に予見不可能な障害
5. 判例にみる回避又は克服不可能な障害
6. 経済的な履行困難
7. その他の事項

結 び

⁽¹⁾
ウイーン売買条約（以下単に条約又は CISG）の第79条は、条約の下に締結された売買契約の義務の不履行（failure to perform obligations）について、不履行の当事者がその不履行に責任を負わない場合のことを、規定している。条約第79条1項によれば、当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を越える障害（impediment）によって生じたこと及び契約締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し又は克服することも、自己に合理的に期待することができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない、と規定され

⁽²⁾ ている。すなわち、これは売買契約の事情変更の規定である。

この小論は、条約第79条に規定されている条約上の事情変更の法理について、検討するものである。この小論では、同条第1項の一般規定についての検討に集中し、第三者の不履行についての責任（2項）、障害が一時的である場合（3項）、債務者への通知義務（4項）、免責の効果（5項）については、必要に応じて触れるにとどめる。⁽³⁾

1. 条約の事情変更の法理

契約の履行が、当事者の予期せぬ事態の発生により、不可能又は困難にいたった場合に、法的にどのように対処するべきであるかという事情変更の法理（*clausula rebus sic stantibus*）は、いくつかの国の法制に存在している。このような事態の発生は、ふつう国際売買契約において *force majeure* 条項や *hardship* 条項に規定されているものである。ウィーン売買条約第79条1項の障害（*impediment*）の法理は、英国の *impossibility* 或いは *frustration*、アメリカの *commercial impracticability*、フランスの *imprévision*、ドイツの *Wegfall der Geschäftsgrundlage*、イタリアの *eccessiva onerosità sopravvenuta* などに相応しているものであると考えられる。しかし、これらの国内法の法理がウィーン売買条約に基づいて締結された国際契約に適用される場合は限定的である。すなわち当該事案について、事情変更の法理の存在する国内法が CISG 第7条2項に基づいて、国際私法の準則により適用される法として指定される場合のみ、その国内法の法理が適用されるからである。

条約第79条の適用と解釈は、条約第7条1項により、国際性、統一性、国際取引における信義を考慮して、なされなければならない。

事情変更の具体的事案の解決に当たって、条約上の適用の順序については、先ず当事者の約定した契約の条項、当事者の約定がない場合は、⁽⁴⁾ 第79条とその判例（*case law*）、次に条約第7条2項に従い、条約の基礎にある一般原則、かかる一般原則がない場合は国際私法の準則により

ウイーン売買条約における事情変更の原則

指定された国内法、の順序で行われなければならない。条約の規定とその基礎にある一般原則、そしてそれらを適用し解釈した判例、が国内法に優先する。

これから条約第79条に係わるいくつかの判例を見て行くと、条約79条については、条約発効以来かなり多くの判例の蓄積があり、幸いその解釈が可能になってきている。条約の条文解釈は、それを適用し解釈した条約自体の判例（加盟国である外国の判例）を参照して、なされなければならない。条約第79条についても、国際性と統一性を確保する必要から、条約の中で自律的に解決してゆくことが要求されるのである。条約の条文解釈にあたってこの順序を無視して、いきなり国内法の基準を用いるものは、条約第7条1項の原則に違反しており、国際性と統一性のある正しい判例とは言えないのである。⁽⁵⁾

条約条文を適用し解釈した加盟国である外国の判例が、参照するべき判例（case law）なのである。このために国連のUNCITRALにおいてCISGについての判例が蓄積されており、CLOUT（Case Law on UNCITRAL Text）やDigestのデータベースがある。その他 UNILEX や Pace University などのデータベースが作成されて公開されている。

2. 障害（impediment）の法理

ウイーン売買条約に基づいて締結された売買契約の履行が完了する前に不能又は困難にいたった場合は、当該契約の規定に force majeure 条項や hardship 条項などの具体的な規定があればその規定によるが、具体的な規定がなければ、条約第79条による。

条約第79条1項による場合、先ず、当該事案の事態が、第1項の自己の支配を越えた障害（impediment）に該当するかどうか、次に、その障害を契約締結時に考慮に入れておくことも、契約締結後その障害の発生又はその結果を回避又は克服することも、合理的にみて期待され得なかったかどうか、が問題となる。もし不履行の当事者が、不履行は自己

の支配を越えた障害によって生じたものであり、かつ、その障害を契約締結時に考慮することも、その障害又はその結果を回避又は克服することも、合理的にみて期待することができなかつたことを証明する場合は、不履行当事者は自己の不履行について責任を負わない。すなわち、免責(exemption)となる。

「自己の支配を越えた障害」は、客観的に自己の支配を越えているかどうか、基準である。その場合の要件として、「当該障害の発生を契約締結時に考慮すること」即ち「当該障害の発生を契約締結時に予見すること」が合理的にみてできなかつたこと(予見不可能性)を、当事者は証明しなければならない。その障害の発生は契約時にすでに存在していたものか契約後発生するものかを問わない。この合理的に予見不可能の点については、条約第8条2項3項の解釈基準に従い客観的に決定されなければならないから、この点についても、客観的な基準であると言える。

もう一つの要件である「当該障害又はその結果を回避し、又は克服すること」が合理的にみてできなかつたこと(回避又は克服不可能性)も、同様に客観的な基準である。合理性の解釈は予見不可能性の場合と同様に客観的に決定されなければならないから、この点についても客観的であると言える。このように自己の支配を越えた障害について、予見不可能性と回避又は克服不可能性のいずれの要件も、客観的基準によっており、そこには過失や帰責の主観的要素を見ることはできない。

このように予見不可能性と回避又は克服不可能性のいずれの要件についても合理性の解釈は、国際取引を行っている業者が同様の状況下で有したであろう理解をもって、解釈するべきである(条約第8条2項)。その場合、関連するすべての状況(交渉、当事者間で確立した慣行、慣習及び当事者の事後の行為を含む。)に適切な考慮を払うべきものとされている(条約第8条3項)。

外務省訳及び曾野・山手訳によれば、条約第79条1項の要件は、自己

ウイーン売買条約における事情変更の原則

の支配を越えた障害の要件に加えて、予見不可能性と回避又は克服不可能性は累積的な要件であるように読める。原文は予見不可能と回避又は克服不可能とを“or”という接続詞で並列して規定しているものであるが、ここではその意味はandに近い累積的である。すなわち、当事者が、自己の支配を越えた障害を契約締結時に合理的に予見することができなかつたことを証明し、加えて、発生した障害を合理的に回避又は克服することができなかつたことについても証明すること、を要するものである。一般にA or Bという文章は、AもBもという累積的な意味と、AでなければBという択一的な意味とがある。ここでは明らかに前者の意味である。判例もそのように解している。

しかしながら、契約締結時の予見不可能性の証明については、国際取引の業者である当事者にとり、証明するのがかなり難しいところである。取引を始めるにあたり、業者は自己の業界の状況をよく把握しており、およそ将来の業界の状況は予測が立つ筈であるからである。又特に具体的障害の解釈にあたり条約8条3項の交渉経過、取引慣行を含む関連する一切の状況を考慮に入れるべきことを鑑みると、合理的にみて当該障害の発生を考慮に入れることができた（又は考慮に入れるべきであった）という解釈が容易になされ得るからである。

もし、契約時に、当事者が当該障害の発生を合理的に予見することができて、実際に発生した障害を回避又は克服することができたなら、それでよし、もし、当事者が発生した障害を回避又は克服することができないとすれば、そのリスクは自己が負担するべきものと言うべきである。当事者が契約時に、当該障害の発生を予見できるならば、当事者はその障害を回避又は克服する備えをしておくべきだからである。

条約第79条1項の事情変更の規定は、条約第74条から第77条で規定されている契約履行の厳格な責任を緩和するもの又はその例外規定であると言えるものであるが、以上見てきたとおり、条約第79条1項の三つの要件は厳格であり、不履行の免責が認められる範囲は広くないのである。

また、不履行の免責は条約上客観的な基準によっており、そこには主観的な過失又は帰責の要素はない、⁽⁶⁾とすることができるのである。

ウィーン売買条約第79条の「障害 (impediment)」は、ハーグ統一法 (ULIS) 第74条に最初に規定された概念である。⁽⁷⁾

ハーグ統一法第74条2項は、一時的障害 (temporary impediment) による不履行について、「ある遅滞 (delay) のため履行が、契約に想定された義務の履行と全く異なるものになってしまうほど、根本的に変化 (radically change) してしまう場合は、当事者は永久的に義務から免れる」と規定している。ここで言う根本的な変化が具体的にどのような変化であるのか、どの程度の変化が根本的な変化と言えるのか、の点が不明確であり問題であるが、そこには、当事者の過失や帰責の要素は見られない。ここでの障害は根本的な変化という客観的な基準によっている。ウィーン売買条約第79条1項の客観的な基準としての障害 (impediment) は、ハーグ統一法第74条から端を発しているものであると考えられる。

条約第79条1項は、自己の支配を越えた障害という、客観的な基準によっている。自己の支配を越えた障害とはどのようなものを言うのか、具体的な事例をみて行きたい。条約第79条の自己の支配を越えた障害は、要件として合理的にみて契約時に考慮に入れておくことが不可能 (予見不可能) なものであること、また合理的にみてその障害又はその結果を回避又は克服することが不可能であること、を要するので、この点も合わせて判例をみて行きたい。

3. 判例にみる自己の支配を越えた障害

自己の支配を越えた障害に地震、津波、洪水、風水害などの自然災害がある。CISG 79条関連の判例に、自然災害によって不履行が免責とされたものは、今のところ見当たらないが、不履行がこのような自然災害

ウイーン売買条約における事情変更の原則

による場合は、CISG 79条の自己の支配を越えた障害に該当するものであることは間違いないであろう。

CISG 79条の判例にみる事例は、当該契約の義務の履行に影響を及ぼした、輸入規制、輸出規制、安全確認等の政府当局の行為によるものである。買主の代金支払いに影響を及ぼす国際的対外支払いの停止なども問題となる。売主への供給者（第三者）の不履行がしばしば問題になっている。売主への供給者など第三者の不履行については、判例は供給者に相当な事情が存在する場合でも、売主について自己の支配を越える障害を否定しており、売主にとり厳しいものとなっている。また、市場価格の高騰などの当事者にとり市場不利の状況など、経済的事情による不履行については、自己の支配を越える障害として否定されている。

総じてみると、自己の支配を越えた障害による不履行について肯定された事例はほんのわずかであり、圧倒的な多数の事例では否定されているのである。当該事例の障害が自己の支配を越えているとされた場合でも、予見可能性や克服又は回避可能性の要件を満たしていないとされて、いくつかの事例で免責が否定されている。⁽⁸⁾

(1) 自己の支配を越えた障害が肯定された事例

a) 政府当局の規制についての事例⁽⁹⁾

ドイツ売主とロシア買主間でバターの開買契約を CIP St.Petersburg 条件で締結した。買主は全額前払いし、売主の引き渡した物品を受領したところ、不適合品であったので引取りを拒絶し、契約価格と受領した物品の価格との差額等を損害賠償として請求した。売主はこれを拒否し、引渡した物品はドイツにて中立の研究所による品質証明がなされていて、品質適合の証明書を取得しているとして、買主の引取り拒絶に対して損害賠償を請求したので、両者間で仲裁による紛争になった。

仲裁廷は、買主の損害賠償請求については、買主は売主から引渡さ

れた物品について、事前に両者間で品質の条件について値引きなしで確認が行われており、買主は品質の明細 (specification) を受領していたから、合意している品質と引渡しを受けた物品の品質との差異に、当然気が付くべきであった、従い買主は契約価格との差額を損害賠償として、請求することはできない、と判定した。

仲裁廷は、売主の損害賠償請求については、買主は契約代金と輸入税関費用も支払い済みであり、買主に契約違反はないから売主に損害は発生していないとして、損害賠償は認定しないものと、判定した。

加えて仲裁廷は、買主は、買主の支配を越えた障害により、契約した物品を受領することができなかったもの、と判定した。その理由は、当該品は輸入通関時の品質検査において鉛の不純物が発見されたため、買主は品質適合の証明を取得することができなかったためである、とされた。

ロシア法によれば、ロシアへのバターとマーガリンの輸入には安全性の証明が規定されていたので、買主は St. Petersburg Center for Expertise and Certification に証明を依頼したところ、同センターの結論は通常以上の鉛濃度を認定したものである。売主はこの認定について、争う手続をとらなかったため、仲裁廷は、買主は免責 (not liable) であると判定した。本件は結論として免責も認められた事例である。

本件は、買主の取引拒絶による売主の損害賠償請求に対して、仲裁廷が買主の支配を越えた障害を認定して、買主の免責を肯定した事例である。

b) 第三者 (売主への供給者) の不履行の事例⁽¹⁰⁾

スイス買主はフランス売主と柔道着の売買契約を結び引渡しを受けたが、洗濯をすると過剰に縮むという苦情を客から受け、不適合であることが判明した。買主は契約を解除して代金の返還と損害賠償を求めて売主に訴えを提起した。

フランス裁判所は契約解除と損害賠償を認めたが、損害賠償の金額

ウイーン売買条約における事情変更の原則

については、売主の不履行は自己の支配を越える障害によるものであるとして、一部免責を認めた。その理由は、当該品は第三者により製造されたものであり、売主が悪意に行動した証拠はどこにも見られないからである、とされた。

後述の通り、売主にとり第三者である売主への供給者に係わる事由による売主の不履行は、自己の支配を越えた障害であると認められた事例は、ほとんど見当たらないのであるが、この判例は、第三者により製造された物品の瑕疵について、売主の免責を肯定している事例である。

c) 第三者（運送人）の不履行の事例⁽¹¹⁾

イタリア売主とスイス買主との間の美術本の売買に関連して、カタログの出荷について、売主が買主に約定した納期を守るために、売主は運送会社に運送を委託し、運送会社は納期に間に合うようにカタログの買主への引渡しを保証したところ、当該品の到着は遅延した。スイス買主の売主に対する損害賠償請求について、スイス法廷は CISG 31条により、売主が当該品を運送人に引渡したとき、自己の義務は完了しており、運送人の不始末に責任を負わないと、判定した。同じ理由により、CISG 79条(2)項に従い、売主は運送人の行為について責任はない、と判定した。買主が当該品を納期に受領していなくても、売主が納期に間に合うように当該品を出荷していれば、売主は自己の義務を履行しているという、スイス法廷の結論である。本件の場合 CISG 79条(2)項(a)(b)の要件も満たしているという判定である。

(2) 自己の支配を越えた障害が否定された事例

自己の雇い人、従業員、代理人、履行補助者などの不履行は、自己の支配下における不履行であるから、自己の支配を越えた障害の主張は否定される。この他自己の支配を越えた障害が否定された多くの事例がある。次のような事例である。

a) 売主への供給者又は製造業者に発生した事情

売主への供給者については、供給者に発生した事情を特に検討しないまま、供給者の不履行は売主の責任である、とされた事例もあるが⁽¹²⁾、自己の供給者又は製造業者が財政困難に陥った場合で売主が財政援助を求められるような場合⁽¹³⁾、下請けが経済情勢の変化により履行困難に陥ったような場合⁽¹³⁾、は売主にとり自己の支配を越えた障害ではないとされている。

b) 買主や買主の銀行などに発生した事情

買主の代金支払いのための外貨資金不足⁽¹⁴⁾、買主の資産を保有している銀行の倒産⁽¹⁵⁾、買主の銀行に代金を払い込み後その銀行が被盜難⁽¹⁶⁾、買主の政府による外貨支払いの停止⁽¹⁷⁾、買主を取り巻く状況の悪化（工場建設現場の遅れ）⁽¹⁸⁾など、いずれも買主にとり自己の支配を越えた障害ではないとされた。買主の金銭債務の履行には、厳しい判例となっている。

c) 経済的変動の事情

不利な市場の状況⁽¹⁹⁾、貨幣価値の切り下げなど、買主の市場における需要の減退⁽²⁰⁾、などは自己の支配を越えた障害ではないとされた。

d) 危険負担が移転しているという事情

ユーゴ会社を売主、ハンガリー会社を買主として、キャビアの売買契約を、売主住所地渡し条件、支払いは引渡し後2週間という条件で、締結したところ、売主が物品を買主に引渡した後、支払い時期のころ、ユーゴに対する国連の輸出禁止措置がハンガリーにおいて発効した。買主は国連の禁止措置は force majeure であるとして、支払いができなくなったと主張した。

ハンガリー仲裁廷の判定は、買主に危険が移転しているとして、買主の force majeure の抗弁を認めなかったものである⁽²¹⁾。

4. 判例にみる契約締結時に予見不可能な障害

CISG 79条において、自己の支配を越えた障害であっても、契約締結時に合理的に予見可能な場合であれば、免責は肯定されない。その障害を合理的に予見可能であったとされて、免責が否定された事例として次のようなものがある。

(1) 政府当局の輸出禁止規制と炭鉱ストライキ⁽²²⁾

ウクライナ売主とブルガリア買主との間で締結されたウクライナ産石炭の売買契約について、ウクライナ政府の輸出禁止措置のため、売主は契約の履行ができなくなったところ、買主は損害賠償を請求し、売主は条約79条による免責を主張した。

仲裁による紛争になったが、ブルガリア仲裁廷は、ウクライナ政府の輸出禁止措置は売主の支配を越えた障害ではあるが、輸出禁止措置は契約締結時に既に施行されており、予見可能であるから、売主の免責は認められない、と判定した。

また、本件については、売主は石炭鉱夫のストライキによる免責も主張したが、ストライキの時点で売主は既に不履行であったから、その後の不可抗力 (force majeure) の主張はできないと判定された。

(2) 放射能で汚染された粉ミルクの輸入と政府当局の輸入禁止措置⁽²³⁾

オランダ売主とシンガポール買主との間の粉ミルクの売買について、当事者はシンガポールで施行されている放射能汚染の食品輸入禁止の規制を満たすことを要したところ、輸入した当該品は基準値を超える放射能で汚染されていた。売主は引渡し不履行となり、買主は損害賠償を請求した。

売主は CISG 79条を援用して免責を主張したが、オランダ法廷は、シンガポール政府の輸入規制は自己の支配を越える障害ではあるが、

契約締結時に売主はそれを承知しており、適合品の引渡しをするリスクを負っていたとして、免責を認めなかった。

政府当局の輸出規制や輸入規制は、それぞれ当事者の支配を越えた障害に該当するが、国際取引の業者である当事者として、取引を行うにあたりそれらの規制を遵守するように履行するべきリスクを負っている、従い、その障害を契約時に予見不可能であるという主張はできないという判例である。

5. 判例にみる回避又は克服不可能な障害

ここでは、自己の支配を越えた障害が発生している場合でも、その障害を契約締結後に合理的に回避又は克服不可能である場合について判例を見ると、その障害を合理的に回避又は克服可能であったとして、免責を否定している次のような事例がある。

(1) 生産地における悪天候（豪雨）による生産量の減少等⁽²⁴⁾

フランス売主とドイツ買主との間で、濃縮トマトの売買契約を締結したが、売主は一部しか履行できず、両者間でドイツ法廷における紛争となった。売主は、フランスにおける豪雨により、トマトの生産量が減少し市場価格が急騰したため履行ができなくなったとして、CISG 79条の免責を主張した。

ドイツ法廷は、フランスにおける豪雨により確かに生産量が減少し、価格は高騰したかも知れないが、そのためにトマトの全作付けが消滅したわけではないから、売主の履行は依然として可能である。従い、生産量の減少とトマト市場価格の高騰は、売主の克服可能な障害であるとして、免責を認めなかった。

ドイツ法廷の判定は、豪雨による生産量の減少と市場価格の高騰は、自己の支配を越えた障害ではあるが、回避又は克服不可能ではない、

ウイーン売買条約における事情変更の原則

というものである。

天候異変による生産量の減少と市場価格の高騰は、当然予見不可能なものであったと考えられるが、本件の場合、回避又は克服不可能性の要件が取り上げられて、免責が否定された判例である。

(2) 輸入国における鳥インフルエンザの規制⁽²⁵⁾

アメリカ売主とルーマニア買主との間で、チキン部位の売買契約を数本締結したが、アジアで鳥インフルエンザが発生したため、ルーマニア政府は一定日以降のチキン輸入を禁止した。売主の船積が遅れたので、ルーマニア政府の規制により全量をルーマニアに輸入できないため、買主はルーマニア国外の港での陸揚げを提案した。売主はその提案を拒否し、force majeureにより本件契約は無効となったとして、他の買主に当該チキンを売却して利益をあげた。

アメリカ仲裁廷は、売主の船積み遅延は本件の場合重大な契約違反とは言えないとしたが、買主の提案の拒否は重大な契約違反であると判定した。仲裁廷は売主の契約違反が CISG 79条により免責となるかどうかについて次のように判定した。

ルーマニア政府の決定は売主の支配を越えた障害であり、契約締結時に売主は合理的に想定することはできないものであった。加えて、本件の結論として売主は買主が提案したように、本件チキンをルーマニア国外の揚地に出荷することにより、ルーマニア政府の決定を回避することができたものと判定し、CISG 79条の免責を認めず、買主は売主に損害賠償を請求できると、判定した。

本件の判定は、自己の支配を越えた障害を認定した上で、予見不可能性は認めしたが、回避不可能性を認めず、免責を否定した事例である。回避不可能性の要件は、合理的な代替する履行乃至給付が⁽²⁶⁾可能ならば、そのような代替の履行をすることが求められるとしている。

これらの判例にみるとおり、CISG 79条1項の予見不可能性を認定又は当然としている場合でも、回避又は克服不可能性の要件を満たさないと、免責は認められないのである。その場合、障害の回避又は克服の不可能性の要件は、判例にみるように合理的な代替履行の義務を伴うのである。

6. 経済的な履行困難

経済的な履行困難は、契約の履行はまだ不可能ではないが、契約条件通り履行すると経済的に非常に困難になる場合のことである。長期売買契約など履行期の長い契約の履行中にしばしばおこる問題である。ここでは、その履行困難の事態が、CISG 79条における自己の支配を越えた障害に該当するかどうか、更に予見不可能性、回避又は克服不可能性の要件を満たすものなのかどうか、が問われる。

(1) 需要の減退、経済不況、市場の混乱、価格の高騰又は暴落、などの経済的変動の場合について既に見てきたように、判例はこのような場合 CISG 79条の自己の支配を越えた障害であることを否定している。ここでは、予期せぬ市場価格の暴騰、暴落、市場の崩壊などの経済的変動により、履行困難の事態が発生したとして争われた事例を見て行くと、次のようなものがある。

CLOUT Case No. 54 において、契約物品の価格が契約締結時から引渡し時までの間に約30%上昇したため、売主は hardship を理由に契約解除を主張したが、イタリア法廷は CISG にはそのような救済は想定されていないと、判定した。

CLOUT Case No. 277 において、ドイツ法廷は、市場価格が契約締結時の契約価格の3倍になったのであるが、それは売主にとり「自己犠牲的な価格に至っていない」とされ、売主の負担するべき

ウイーン売買条約における事情変更の原則

リスクである、と判定した。

CLOUT Case No. 480 において、フランス法廷は、自動車用部品供給の長期契約において、自動車市場の突然の崩壊によって、買主（自動車メーカー）が契約価格の50%引き下げを売主（部品供給者）に要求したが、買主は国際市場の事情に通じた業者であり、市場の変化は予測不能ではないし、買主がリスクを負担しなければならない、と判定した。

これらいずれの事例においても、履行困難の事態が発生したとされているものであるが、CISG 79条の救済は否定されている。当事者が経済的リスク（不利益な市場価格と契約価格の差）を負担するべきものとされている。また、CLOUT Case No. 480 において、買主は売主に契約上の義務の履行を保証するか又は変更する取り決めをしておくべきであったこと、一方売主は CISG 77条により損失を最小限にする義務があること、などが述べられている点に注目したい。

問題は、これらの履行困難の事態を CISG 79条をもって救済しようとする場合、予期せぬ事態という予見不可能性の要件は満たしているとしても、自己の支配を越えた障害と回避又は克服不可能性の要件を満たしていない、という点にある。市場の変化が激しく国際取引の事情に通じている業者でも、自己の支配を越えており、合理的に回避又は克服することが不可能なほど、急激で根本的な変化であるような場合にならないければ、これらの事例程度の変化では CISG 79条の救済は受けられない、ということなのであろうか。この点履行困難を扱った従来の判例はそれほど多くなく、将来の判例の蓄積を待つよりほかはない。

この点に関する学説は、経済的な履行困難の問題を解決するには CISG 79条は不適當（ill-suited）である、CISG 79条の前身である ULIS 74条と比較した場合、ULIS 74条の規定では当事者に容易に経済

的履行困難の主張を許すことになるので、CISG 79条は適用範囲を狭めてより厳格なものにしたものである、とされる⁽²⁷⁾。しかし、「立法の経緯に鑑みれば、経済的履行困難の場合における免責の可能性が完全に排除されたとは言いきれない」とし、他の外的障害（例えば、戦争、動乱など）と「同一視できるほど著しい hardship の発生を認め得る場合には、経済的履行困難も障害に含まれると解する余地がある」と⁽²⁸⁾されている学説もある。

(2) 思うに、具体的な経済的履行困難の状況を、CISG 79条に当てはめて三つの要件を検討する場合、三つの要件の解釈は、CISG 7条1項の国際取引における信義の原則をもって為されなければならない。その場合特に CISG 79条1項の合理性の解釈に当たっては、信義則をもって解釈すれば、妥当な解決の道が見えてくるものと思われる。しかし、妥当な解決の道と言っても CISG 79条の救済は、不履行の免責のみであるから、契約条件の改訂や、契約の解消、損害賠償の衡平的な調整などの救済を要する場合は、CISG 79条の範囲を超えている問題であると言えよう。

履行困難の事態について、CISG 79条によって解決することができない場合は、CISG 7条2項に基づいて条約の基礎にある一般原則により、解決することが可能である。このような一般原則としては、信義の原則をはじめ、ユニドロワ国際商事契約原則（PICC）やヨーロッパ契約法原則（PECL）などがあるから、例えば PICC 6.2.2 条、6.2.3 条によって解決することも可能となる。PICC 6.2.3 条には、再交渉、協議のことが規定されており、協議が整わないときは、法廷（仲裁廷を含む）に付すことができ、法廷は契約解除、契約条件の改訂を命じることができる旨、規定されている。

しかし、PICC が条約7条2項の条約の基礎にある一般原則であるのかどうか、広くそのように解されているわけではないから、当事者⁽²⁹⁾

ウイーン売買条約における事情変更の原則

が相手方との間の契約書に、経済的履行困難の事態に備えた規定を置いておくべきであろう。そしてその規定の中に PICC により解決すべきことを入れておくべきであろう。その場合当事者としては、PICC が確実に適用されるのであればそれでよく、その適用が実質法的適用であるか、抵触法的適用であるか、いずれでもよい。

国際取引における経済的履行困難の問題は、国際取引を行う当事者が契約書に、経済的履行困難の事態に備えて、再交渉条項、hardship 条項などを規定しておくことが行われている。そこには、契約条件の再交渉、協議、契約条件の改訂、契約解除等の規定がなされている。又そこには仲裁や調停の規定もされるのが通常であるから、契約当事者により実際的な解決が図られているものと言える。CISG はそのような当事者自治を認めており (CISG 6 条)、条約の立場からも望ましいところであると言えよう。

履行期の長い国際取引として長期売買契約、販売店契約 (Distributorship Agreement)、プラント輸出契約などがある。これらの契約には履行困難に備える条項と仲裁条項がおかれるのが通常であるが、これらの国際契約に対する条約の適用範囲 (CISG 第 4 条) については、これらの契約のうち売買の要素について CISG が適用されることは、言うまでもない。

経済的履行困難の解決について、具体的な基準が存在するわけではないので、結局のところ条約上の信義則又は信義の原則によって判定されるべきこととなるだろう。

7. その他の事項

その他の事項としては、証明責任と因果関係があるので触れておく。

CISG 79 条 1 項は、免責を主張する当事者に証明責任を課している。免責を主張する当事者が、証明すべき事項を証明できなければ、その主張は否定される。⁽³⁰⁾

免責されるべき不履行と当該障害との間に因果関係が存在しなければならぬ。免責される不履行は、予見不可能で回避克服不可能な自己の支配を越えた障害によって、不履行となるからである。

結 び

CISG 79条（1）項は、PICC 7.1.7条（1）項（Force Majeure）と実質的に同一である。PICCをもってCISGを解釈（PICC前文第5文参照）するとすれば、CISG 79条はForce Majeureの場合に適用される規定である、ということになる。

契約後事情の変更により、履行が不能又は困難にいたった場合に、契約不履行が免責される場合は契約履行原則の例外である。例外であるから、条約上広く例外が認められるわけではない。

契約は履行されなければならない（Pacta sunt servanda）のが大原則であることを前提としてCISGは規定されているから、CISG 79条もこの大原則の下にある。そのためCISG 79条を適用するための要件が厳格に規定されている。CISG 79条の判例（case law）もこれまで見てきたように、同条を適用して免責を認めた事例はきわめて少ないのである。

CISGのために提訴を受け付ける国際裁判所は今のところ存在しないから、CISGに係わる紛争は、各国の司法法廷又は仲裁廷により審査されている。各国の司法法廷又は仲裁廷の判定が、CISGの判例（case law）なのであるから、このようなCISGの判例に今後も注目して行かなければならない。

ウィーン売買条約は、2009年8月1日にわが国について正式に発効する。国際売買について、ウィーン売買条約がわが国の法になるにあたり、事情変更の規定である第79条を検討しておくのも意味のないことではないと思われる。

（完 2008.10.24）

ウイーン売買条約における事情変更の原則

注

- (1) ウイーン売買条約は「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) 1980年ウイーンにて採択, 1988年1月1日発効。わが国については, 2008年7月1日に加入書を国連事務総長に寄託したので, 条約第99条に従い, 2009年8月1日から発効する。このため, 2009年8月1日以降に締結される売買契約にCISGが適用されることになる。
- (2) ウイーン売買条約の訳文は, 2008年2月第169期国会に提出され, 衆議院が5月20日に可決承認し, 憲法の規定により自然承認された条約の訳文(外務省ホームページ)による。

曾野和明・山手正史著『国際売買法 [資料編]』(青林書院 1993年) 2頁以下 資料1 国際物品売買契約に関する国連条約(ウイーン売買条約)も参照。

- (3) 条約第79条の注釈としては次を参照。

Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) Second English Edition edited by Peter Schlechtriem and Ingeborg Schwenzer (Oxford University Press 2005) at 806-837. 以下 このCommentaryをSchlechtriem and Schwenzer Commentary (2005)と言う。

Ronald A. Brand, “Article 79 and a transaction test analysis of the CISG”, in Franco Ferrari, Harry Flechtner, Ronald A. Brand (Ed.), “The Draft UNCITRAL Digest and Beyond: Cases Analysis and Unresolved issues in the U. N. Sales Convention” (Sellier. European Law Publishers/Sweet & Maxwell 2004) at 392

曾野和明・山手正史『国際売買法 現代法律学全集60』(青林書院 1993年 以下 曾野・山手「国際売買法」と言う。) 261-279頁

鹿野菜穂子「第IV節 免責」甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司編『注釈統一売買法Ⅱウイーン売買条約』(法律文化社 2000年) 199-233頁

- (4) 判例は主としてUNCITRALのCLOUT (Case Law on UNCITRAL Text)とUNILEX (<http://www.unilex.info/>)による。判例には司法法廷による判決と仲裁廷による仲裁判断を含む。UNCITRALにおけるCISG 79条に係わる判例の蓄積については, CLOUTのほか, DIGEST at A/CN.9/DIGEST/CISG/79も参照。

- (5) Schlechtriem and Schwenzer Commentary (2005) at 812-814を参照。

CLOUT Case No. 696におけるアメリカ法廷 (US District Court for the Northern District of Illinois) は, 中古鉄道レールの売買契約のドイツ売主が, 自己の不履行は積出港における予期せぬ冬季の凍結によるものであるとして, CISG 79条の免責を主張したのに対して, アメリカ買主の主張を

容れて、アメリカ国内法の類似の規定を解釈したアメリカ判例をもって、CISG 79条を解釈している。本文で述べたように、CISG 7条1項の国際性と統一性の原則から見てこのアメリカ法廷のアプローチは正しいものとは言えない。

- (6) CISG 第79条はそこにいたる草案の過程において、過失なき障害、みなし過失という考え方も検討されているようであるが、採択された条文はそのような規定になっていない。この点に関する CISG 79条の UNCITRAL における立法過程については、曾野・山手「国際売買法」264-265頁を参照。

曾野・山手両先生は、立法過程からみて、CISG 79条1項の要件である自己の支配を越えた障害、予見不可能性と回避又は克服不可能性は、「原理的に、免責と過失の有無とを遮断するものではなく、国によって異なる解釈がなされる可能性がある概念の使用を避けようとした結果にすぎず、条約79条1項が示す三つの要件で「過失」を間接的に定義していると理解することもできる」、とされている。

- (7) ハーグ統一法 (ULIS) 第74条は、Convention Relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods (signed at Hague, July 1, 1964) 国際物品売買に関するハーグ統一法 (ULIS) の第74条である。前掲注2・曾野和明・山手正史著『国際売買法 [資料編]』93頁以下。

CISG 79条と ULIS 74条との関連と CISG 79条の UNCITRAL における立法過程については曾野・山手「国際売買法」267頁を参照。

- (8) 後述の本文第4項「判例にみる契約締結時に予見不可能な障害」と後注、本文第5項「判例にみる回避又は克服不可能な障害」と後注、を参照。
(9) UNILEX 22.01.1997 Russian Federation No.155/1996 Tribunal of Int'l Commercial Arbitration at the Russian Federation Chamber of Commerce
(10) UNILEX 19.01.1998 France No.97 009265 Tribunal de Commerce de Besancon Christian Flippe v. Sarl Douet Sport Collections

このケースは当該品の製造が第三者である場合に、売主の責任を否定しているものであるが、供給者の製品の瑕疵について、売主の瑕疵担保責任を認定し、自己の支配を越えた障害であるとの、売主の主張を認めなかった事例として、CLOUT Case No. 272, Case No. 271 がある。

- (11) CLOUT Case No. 331
(12) UNILEX 00.00.1995 Arbitral Award No.8128 ICC Court of Arbitration, 並びに UNILEX 28.02.1997 Germany 1 U 167/95 Oberlandesgericht Hamburg, CLOUT Case No. 277 後者の判例においてハンブルグ高等裁判所は、売主はその供給業者から当該商品の引渡しを受けるべくリスクをとったものである、同等の品質の商品を市場で入手できなくなれば売主は免

ウイーン売買条約における事情変更の原則

責となる、としている。

- (13) CLOUT Case No. 166, CLOUT Case No. 141
- (14) CLOUT Case No. 142
- (15) CLOUT Case No. 469
- (16) UNILEX 16.02.1998 Russian Federation No. 29 High Court of Arbitration of the Russian Federation
- (17) CLOUT Case No. 104
- (18) CLOUT Case No. 645
- (19) UNILEX 12.02.1998 Arbitral Award No. 11/1996 Bulgarska turgosko-promishlena palata (Bulgarian Chamber of Commerce and Industry)
- (20) CLOUT Case No. 464
- (21) CLOUT Case No. 163
- (22) UNILEX 24.04.1996 Arbitral Award No. 56/1995 Bulgarska turgosko-promishlena palata (Bulgarian Chamber of Commerce and Industry)
- (23) UNILEX 02.10.1998 Netherlands No. rolnr. 9981/HA ZA 95-2299 Rechtbank's-Hertogenbosch, Malaysia Dairy Industries Pte. Ltd. v. Dairex Holland BV
- (24) UNILEX 04.07.1997 Germany 1 U 143/95 and 410 O 21/95 Oberlandesgericht Hamburg
- (25) UNILEX 12.12.2007 Arbitral Award No. 50181T 0036406 American Arbitration Association Macromex Srl v. Globex International Inc.
- (26) もう一つのルーマニアの鳥インフルエンザ事件として、下記があるがこの事例においては、ルーマニア買主は代替の陸揚げ地として、グルジアを提案したのであるが、売主がこれを拒否した事例である。売主は CISG 79条の免責を主張したのであるが、注25の事例の場合と同様に、アメリカ仲裁廷は、グルジアでの履行が可能であり、回避又は克服不可能ではないとして、売主に免責を認めなかったものである。UNILEX 12.12.2007 Arbitral Award No. 50181T 0036406 American Arbitration Association Macromex Srl v. Globex International Inc.
- (27) Schlechtriem and Schwenger Commentary at 822-823
- (28) 曾野・山手「国際売買法」266-267頁
- (29) PICC が CISG 7条 2項の条約の基礎にある一般原則を体現しているとした判例もある。UNILEX 00.00.1995 Arbitral Award 8128 ICC Court of Arbitration, Basl を参照。
- (30) CLOUT Case No. 140, CLOUT Case No. 271